

# ○秦野市景観まちづくり条例

(平成17年12月13日条例第26号)

改正 平成22年12月16日条例第18号 平成26年9月5日条例第17号

私たちの住むふるさと秦野は、県内唯一の盆地を形づくる丹沢の山々、そこから発する清流と東方に広がる平地により形成される水と緑に恵まれた自然豊かなまちである。このまちの景観は、先人たちの知恵と努力により培われた歴史、文化、伝統を擁するかけがえのない市民共有の財産である。

景観とは、その地の風景であるだけでなく、そこに住む人々の有様が映し出されたものであり、私たちの日々の営みに潤いや安らぎをもたらすものである。私たちは、この景観を守り、育て、創り、次の世代へと継承する重要な責務を担っている。

そこで、市民、事業者及び本市がそれぞれの果たすべき役割を認識し、協働によって景観まちづくりを推進するため、ここにこの条例を制定するものである。

## 目次

### 第1章 総則(第1条―第9条)

### 第2章 秦野らしい景観の保全及び育成

#### 第1節 眺望景観の保全及び育成(第10条―第12条)

#### 第2節 地域景観拠点の登録(第13条―第23条)

#### 第3節 地域の景観まちづくり(第24条・第25条)

### 第3章 身近な場所における生活美観の創出

#### 第1節 生活美観の普及への取組(第26条)

#### 第2節 景観計画等による生活美観の創出(第27条―第30条)

#### 第3節 公共施設整備及び管理活用への市民参画(第31条―第33条)

#### 第4節 庭先協定(第34条―第38条)

### 第4章 協働による景観まちづくり

#### 第1節 協働による景観まちづくりの取組(第39条)

#### 第2節 景観まちづくり市民会議(第40条・第41条)

#### 第3節 景観まちづくりサポーター(第42条・第43条)

#### 第4節 景観まちづくりアドバイザー(第44条)

#### 第5節 表彰及び助成(第45条・第46条)

### 第5章 景観法の委任事項(第47条―第53条)

### 第6章 雑則(第54条―第56条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、本市の景観まちづくりを景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)を活用して進めるために必要な事項を定めることにより、本市固有の自然、歴史、文化等を生かした個性豊かな景観まちづくりを市民、事業者及び本市の協働で進め、もって愛着と誇りの持てる「ふるさと秦野」の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 景観まちづくり 自然、歴史、文化等を生かし、地域固有の美しい景観を守り、育て、又は創出することによる景観の視点から進めるまちづくりをいう。
- (2) 景観資源 秦野のまちを構成する山並み、里地・里山、田園、河川、湧水等の自然、歴史的建築物等及び文化的事象をいう。
- (3) 眺望景観 市街地又は高台から望む山並み、里地・里山、河川等の遠景を対象とした眺めをいう。
- (4) 生活美観 市民一人ひとりが身近なところから生活の仕方を改善し、又は景観に配慮することにより、より美しい生活環境又は景観を実現しようとする考え方に基づき創出される生活環境及び景観をいう。
- (5) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)及び建築物以外の工作物(以下「工作物」という。)をいう。
- (6) 建築行為等 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為及び景観法施行令(平成16年政令第398号。以下「法施行令」という。)第4条各号に掲げる行為をいう。
- (7) 環境創出行為 秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号。以下「まちづくり条例」という。)第3条第1号に規定する環境創出行為をいう。
- (8) 特定環境創出行為 まちづくり条例第3条第2号に規定する特定環境創出行為をいう。
- (9) 生活美観創出行為 法第16条第1項に規定する届出又は法第63条第1項に規定する認定の申請が必要とされる行為をいう。
- (10) 事業者 本市域において事業を営む者をいう。
- (11) 行為事業者 本市域において建築行為等を行おうとする者をいう。
- (12) 屋外広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

(基本理念)

第3条 より良い景観を創り出すことは、快適で潤いのあるまちづくりを進めることにつながることから、自然、歴史及び文化に恵まれた本市では、景観の視点からのまちづくりを進めるものとする。

2 地域の個性を生かした良好な景観を創るためには、地域固有の自然、歴史、文化及び暮らしを十分に認識し、尊重したうえで、将来の地域の姿及び生活のあり方を考えることが重要であることから、豊かな景観資源を守り、生かし、又は新たな景観を創り出す長期的な視点からの景観まちづくりを進めるものとする。

3 身近な生活における景観に対する一人ひとりの小さな心配りが、より良い景観を創り出す基本となることから、市民、事業者及び本市がともにこの基本に対する理解を深め、身近な場所で景観に配慮することから始める協働による景観まちづくりを進めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観まちづくりの主体であることを認識し、身の回りの景観に配慮することから始め、地域の景観まちづくりに積極的に参加するように努めるとともに、本市が行う景観まちづくりの推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの施設及び事業活動が景観の重要な構成要素であることを認識し、景観への理解を深め、地域の景観に調和した施設の整備、緑化等、地域の景観まちづくりに積極的に貢献するように努めるとともに、本市が行う景観まちづくりの推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(本市の責務)

第6条 本市は、地域の個性を生かした景観まちづくりを推進するための施策を立案し、これを実施するものとし、市民及び事業者への普及及び啓発並びに自主的な景観まちづくり活動への支援を積極的に行うとともに、公共施設の整備及び管理活用に当たっては、景観まちづくりにおける先導的な役割を十分に認識し、積極的に取り組まなければならない。

2 本市は、景観まちづくりの施策の立案及びその実施に当たっては、市民及び事業者へ必要な情報の提供を行うとともに、市民及び事業者からの意見を聴取し、その意見を反映させるように努めなければならない。

(景観形成基本計画)

第7条 市長は、本市の景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、規則に掲げる事項を定める景観形成基本計画を策定するものとする。

2 市長は、景観形成基本計画を策定したときは、公告するものとする。景観形成基本計画を変更したときも、また、同様とする。

(国等に対する要請)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設置した団体に対して、景観まちづくりについて協力を要請するものとする。

(景観まちづくりに関する施策との調整等)

第9条 市長は、景観まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、この条例に基づく施策と景観まちづくりに関連する本市が定める他の施策との調整及び連携を図るように努めなければならない。

第2章 秦野らしい景観の保全及び育成

第1節 眺望景観の保全及び育成

(眺望景観保全育成への取組)

第10条 市民、事業者及び本市は、秦野らしい景観の大きな特徴である良好な眺望景観の重要性を認識し、その保全及び育成に積極的に取り組むものとする。

2 行為事業者は、次条第1項の規定により指定した展望ポイントの周辺において建築行為等を行うときは、その価値を尊重し、展望ポイントから望む眺望景観を維持するように努めなければならない。

(展望ポイントの指定)

第11条 市長は、市民及び事業者の参加のもとに、秦野らしい良好な景観を眺望できる公共のために使用する土地であって規則で定める要件を満たす場所を、展望ポイントとして指定することができる。

2 市長は、前項に規定する展望ポイントを指定したときは、その旨を市民に公表し、これを表示する標識を設置しなければならない。

3 市長は、展望ポイントの指定を解除するときは、その旨を市民に公表する。

(眺望景観保全育成計画の策定及び眺望景観保全育成事業の実施)

第12条 市長は、展望ポイントを指定したときは、展望ポイント及びそこからの眺望景観の保全及び育成のために必要な眺望景観保全育成計画を策定することができる。

2 市長は、前項に規定する眺望景観保全育成計画に基づき、必要な眺望景観保全育成事業を実施するものとする。

3 市長は、眺望景観の保全及び育成のため、市民及び事業者の協力を求めることができる。

#### 第2節 地域景観拠点の登録

(景観資源の保全及び活用への取組)

第13条 市民、事業者及び本市は、本市の財産である景観資源の重要性を認識し、その保全及び活用に積極的に取り組むものとする。

2 行為事業者は、次条第1項の規定により登録した地域景観拠点の周辺において建築行為等を行うときは、その価値を尊重し、その地域景観拠点に配慮するように努めなければならない。

(地域景観拠点の登録)

第14条 市長は、地域住民に親しまれている等、地域の景観まちづくりの拠点となり、景観の視点から特に重要な価値があると認められる景観資源のうち、規則で定める要件を満たすものを地域景観拠点として、登録することができる。

2 市長は、前項の規定により地域景観拠点の登録をしようとするときは、あらかじめその所有者及び規則で定める権利を有する者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

(地域景観拠点の登録の提案)

第15条 地域景観拠点の所有者等又は市民は、景観資源を地域景観拠点として登録するように規則で定めるところにより市長に提案することができる。

2 市長は、前項の提案があったときは、前条第1項に定める要件により登録するか否かを判断しなければならない。

(地域景観拠点の調査)

第16条 市長は、地域景観拠点の登録又は地域景観拠点となりうる景観資源の掘り起こしのため、必要に応じて、市民及び事業者の参加のもとに、本市域における景観資源の調査を実施することができる。

(通知及び公表)

第17条 市長は、地域景観拠点を登録したときは、その旨を所有者等及び登録の提案をした者に通知するとともに、市民に公表し、これを表示する標識を設置しなければならない。

2 市長は、第15条第2項の規定により登録する必要がないと判断したときは、速やかにその旨及び理由を登録の提案をした者に通知しなければならない。

3 市長は、地域景観拠点の登録を解除するときは、その旨を市民に公表しなければならない。

(登録の効力)

第18条 第14条第1項の規定による登録は、告示により効力を有するものとする。

2 地域景観拠点の所有者等の権利の移転があったときは、その登録に係る権利及び義務は、新たな所有者等に承継されたものとみなす。

(地域景観拠点の維持及び管理)

第19条 地域景観拠点の所有者等は、その価値を尊重し、適正な維持及び管理に努めなければならない。

(地域景観拠点の保全活用指針)

第20条 市長は、登録した地域景観拠点を生かした景観まちづくりを推進するための指針(以下「保全活用指針」という。)を策定することができる。

2 市長は、保全活用指針を策定しようとするときは、あらかじめ地域景観拠点の所有者等の意見を尊重するとともに、必要に応じて、地域景観拠点の登録の提案をした者及び第44条に定める景観まちづくりアドバイザーの意見を聴くことができる。

3 市長は、保全活用指針を策定したときは、これを市民に公表しなければならない。

(行為の届出)

第21条 地域景観拠点の所有者等は、地域景観拠点の現状を変更しようとするとき、又は規則で定める行為を行おうとするときは、その行為に着手しようとする日の30日前までに規則で定める内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 通常管理行為及び軽易な行為

(2) 非常災害のため必要な応急処置として行う行為

(3) 法に定める景観重要建造物又は景観重要樹木であつて、法第22条第1項又は法第31条第1項の許可を受けた行為

3 地域景観拠点の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 非常災害のために必要な応急処置として、地域景観拠点の現状を変更したとき。

(2) 地域景観拠点の全部又は一部が老朽、衰弱、枯死等により、滅失又は損傷したとき。

(3) 地域景観拠点の所有者等の権利を移転したとき。

(4) 地域景観拠点の所有者等の氏名若しくは名称及び住所若しくは所在地を変更したとき。

(助言又は支援)

第22条 市長は、地域景観拠点の所有者等に対し、その維持、管理又は活用のために必要があると認めるときは、第42条に定める景観まちづくりサポーターのあつせん、第44条に定める景観まちづくりアドバイザーによる技術的支援、助成その他必要な処置をとることができる。

2 地域景観拠点の所有者等は、市長に対して、登録された地域景観拠点の維持、管理又は活用に関して、必要な助言又は支援を求めることができる。

(登録の解除)

第23条 市長は、地域景観拠点が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を解除することができる。

(1) 登録の理由が消滅したとき。

(2) 地域景観拠点の所有者等から解除の申出があり、市長がやむを得ないと認めるとき。

(3) 公益上の理由その他特別な理由があるとき。

2 前項の規定による解除は、告示により効力を有するものとする。

### 第3節 地域の景観まちづくり

(地域の景観まちづくりへの取組)

第24条 市民、事業者及び本市は、次の各号のいずれかに該当する区域において、協働して、地域の個性を生かした景観まちづくりに取り組むものとする。

- (1) 優れた眺望景観を望むことができる区域
- (2) 地域景観拠点の周辺その他の景観まちづくりの核となる区域
- (3) 駅周辺、公共施設が集中している場所その他の本市の顔となる区域
- (4) 屋外広告物、色彩等の市街地景観の主要な課題を解決するための取組モデルとなる区域
- (5) その他市長が必要と認める区域

2 市民、事業者及び本市は、前項の規定による取組において、次に掲げる制度を積極的に活用するものとする。

- (1) 法第2章に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)及び法第4章に規定する景観協定
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第6号に規定する景観地区(以下「景観地区」という。)及び同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画
- (3) 秦野市屋外広告物条例(平成22年秦野市条例第18号)第8条第1項に規定する特定区域
- (4) その他法令等に定める地域の景観まちづくりに資する制度

(平22条例18・一部改正)

(協働による地域の景観まちづくり)

第25条 市長は、まちづくり条例第10条第1項の規定により認定された地域まちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)が同条例第8条第1項の規定による提案を行ったときは、必要に応じて、推進協議会との協働により、その内容に基づいた景観計画又は景観地区の案を作成するものとする。

2 市長は、前項の規定により景観計画又は景観地区の案を作成するに当たっては、まちづくり条例第38条に規定する秦野市まちづくり審議会(以下「まちづくり審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

## 第3章 身近な場所における生活美観の創出

### 第1節 生活美観の普及への取組

(生活美観の普及及び啓発)

第26条 市長は、生活美観を重視し、市民及び事業者に普及させるとともに、景観まちづくりに対する意識の啓発に努めなければならない。

### 第2節 景観計画等による生活美観の創出

(景観計画による建築行為等の誘導)

第27条 市長は、景観まちづくりを総合的に推進するため、全市域を対象とした景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画に基づき、生活美観の創出に必要な建築行為等の誘導を行うものとする。

(生活美観創出協議)

第28条 生活美観創出行為の行為事業者は、法第16条第1項に規定する届出又は法第63条第1項に規定する認定の申請の前に、次の各号に掲げる環境創出行為の種

類に応じ、それぞれの各号に定める期日までに生活美観創出協議書を市長に提出し、協議しなければならない。その協議を行った生活美観創出行為の変更(行為事業者の変更を含む。)についても、また、同様とする。ただし、法第16条第1項に定める届出又は法第63条第1項に定める申請の後に変更があったときは、この限りでない。

- (1) 特定環境創出行為に該当するもの まちづくり条例第25条第1項に規定する特定環境創出行為計画書の提出の日
- (2) 環境創出行為に該当するもの まちづくり条例第16条第1項第2号に規定する環境創出行為事前協議書の提出の日
- (3) 前2号以外の行為 法第16条第1項に規定する届出又は法第63条第1項に規定する申請の30日前の日

- 2 市長は、国及び他の地方公共団体が行う公共事業についても、前項に規定する生活美観創出協議を行うように要請することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による生活美観創出協議書の提出があったときは、その内容について法第8条第2項第2号に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき協議を行うものとする。
- 4 市長は、第1項の協議に際して必要と認めるときは、あらかじめ行為事業者の合意を得て、規則に定める者をその協議に参加させることができる。
- 5 法第16条第7項第1号及び第2号に規定する行為については、前各項の規定は、適用しない。

(生活美観創出協議確認通知書の交付等)

第29条 市長は、前条に規定する協議が完了したと認めるときは、規則で定める期間内に良好な景観まちづくりのために行うべき処置その他必要と認める事項を記載した書面(以下「生活美観創出協議確認通知書」という。)を行為事業者に交付しなければならない。

- 2 まちづくり条例第18条第2項及び第3項、第20条、第22条並びに第23条の規定は、前条に規定する生活美観創出協議について準用する。この場合において、「事前協議」とあるのは「生活美観創出協議」と、「事業者」とあるのは「行為事業者」と、「環境創出行為」とあるのは「生活美観創出行為」と読み替えるものとする。

(生活美観創出行為の廃止)

第30条 行為事業者は、生活美観創出協議確認通知書の提出後において、その生活美観創出行為を廃止したときは、その日の翌日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

### 第3節 公共施設整備及び管理活用への市民参画

(公共施設整備及び管理活用への市民参画)

第31条 公共建築物、河川、道路等の公共施設の設置者及び管理者は、本市の景観まちづくりを先導する立場として、景観に配慮した整備及び管理活用に努めるとともに、積極的に市民及び事業者の参加を図るように努めなければならない。

(景観計画適合への協力要請)

第32条 市長は、国若しくは地方公共団体又はこれらが設置した団体が管理する本市内の公共施設については、景観計画に適合するように協力要請を行うものとする。

(景観計画による景観重要公共施設の整備等)

第33条 市長は、景観まちづくりにおいて特に重要な公共施設については、景観計画において景観重要公共施設に位置付け、その景観計画に即した整備及び管理活用を行うものとする。

#### 第4節 庭先協定

(庭先協定の締結等)

第34条 一定のまとまり及び連続性を持つ土地又は建物の所有者又は占有者は、身近な生活空間において、花き、樹木等の植栽又は外構等の協調により生活美観を創出するための協定(以下「庭先協定」という。)を締結することができる。

2 庭先協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 庭先協定の名称
- (2) 庭先協定の区域
- (3) 生活美観を創出するための方法
- (4) 庭先協定の有効期間

3 前項第4号に規定する庭先協定の有効期間満了前に庭先協定を締結した者から変更等の届出がないときは、その庭先協定は、その期間満了の翌日から起算してさらに1年間同一条件により更新されるものとし、以後この例によるものとする。

(庭先協定の申請)

第35条 庭先協定を締結しようとする者は、庭先協定書を作成し、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(庭先協定の認定)

第36条 市長は、前条の規定により提出された庭先協定が、景観まちづくりに寄与するものであり、規則で定める要件を満たしているときは、これを庭先協定として認定するものとする。

(変更等の届出)

第37条 庭先協定を締結した者は、その協定に定めた事項を変更し、又は廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(庭先協定の認定の取消し)

第38条 市長は、前条の規定による廃止の届出があったとき、又は認定要件を満たさなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

### 第4章 協働による景観まちづくり

#### 第1節 協働による景観まちづくりの取組

(協働による景観まちづくりの取組)

第39条 次条に定める景観まちづくり市民会議及び第42条に定める景観まちづくりサポーターは、景観まちづくりを推進するため、その活動において、互いに協力するものとする。

2 市長は、前項に規定する活動に対し、必要があると認めるときは、第44条に定める景観まちづくりアドバイザーの派遣等の技術的支援を行うことができる。

#### 第2節 景観まちづくり市民会議

(組織の設置)

第40条 市長は、景観まちづくりを推進するため、次に定める事項を所掌する市民組織として、景観まちづくり市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

- (1) 景観まちづくりに係る市民からの相談に関すること。



- (2) 景観まちづくりの普及及び啓発活動の企画及び運営に関する事。
- (3) 景観まちづくりに係る調査及び研究に関する事。
- (4) 景観まちづくりに係る行政への提案に関する事。

(市民会議の組織)

第41条 市民会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 公募による市民
  - (2) 景観まちづくりに寄与する活動を行う団体の代表として市長が選任する者
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。
  - 3 委員は、規則で定める限度において、再任することができる。
  - 4 前3項に定めるもののほか、市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(平26条例17・一部改正)

### 第3節 景観まちづくりサポーター

(景観まちづくりサポーターの登録)

第42条 市長は、地域の景観まちづくり活動に積極的に参加する個人、団体又は事業者を景観まちづくりサポーター(以下「サポーター」という。)として認定し、登録することができる。

2 市長は、サポーターに対して、景観まちづくりに関する情報を提供するとともに、次に掲げる活動への参加及び協力を求めることができる。

- (1) 地域景観拠点の所有者等の要請に応じた地域景観拠点の保全活動
- (2) その他地域の景観まちづくりに寄与する活動

(登録の取消し)

第43条 市長は、サポーター本人から取消しの申出があったとき、又はサポーターとして適当でないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

### 第4節 景観まちづくりアドバイザー

(景観まちづくりアドバイザーの委嘱)

第44条 市長は、本市の景観まちづくりを推進するため、技術的な指導及び助言を行う専門家を、景観まちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として委嘱することができる。

2 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

3 アドバイザーは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活美観創出協議における技術的指導及び助言に関する事。
- (2) 市民、事業者及び本市が行う建築行為等に対する技術的指導及び助言に関する事。
- (3) 市民、事業者及び本市が行う景観まちづくり活動に対する技術的支援及び助言に関する事。

4 前3項に定めるもののほか、アドバイザーの設置について必要な事項については、規則で定める。

### 第5節 表彰及び助成

(表彰)

第45条 市長は、景観まちづくりに貢献したと認められる個人又は団体を表彰することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、景観まちづくりに寄与している建築物等及び屋外広告物のうち、特に優れているものについて、その所有者又は設計者等を表彰することができる。

3 市長は、前2項の規定による表彰を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめまちづくり審議会の意見を聴くことができる。

(助成)

第46条 市長は、景観まちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、技術的な支援又は予算の範囲内において財政的な支援を行うことができる。

#### 第5章 景観法の委任事項

(策定の手続)

第47条 法第9条第7項及び第8項の規定により条例で定める景観計画を定める手続に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 景観計画の案の作成段階において地域住民及び市民会議の意見を聴くとともに、その意見を反映するように努めること。

(2) まちづくり審議会の議を経て、景観計画を策定すること。

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第48条 法施行令第7条に規定する景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模は、推進協議会によるまちづくり条例第10条第1項に定める地域まちづくり基本構想の検討が行われている区域については、0.1ヘクタール以上とする。

(住民等による提案)

第49条 法第11条第2項に規定する景観計画の策定又は変更の提案ができる団体は、推進協議会として認定された団体とする。

(景観計画区域内の行為の届出)

第50条 法第16条第1項第4号の規定により景観計画区域内において届出の対象となる行為は、次に掲げるものとする。

(1) 面積が500平方メートル以上の土地の屋外における物品の集積又は貯蔵(公共空間から容易に望見できない場所における物品の集積又は貯蔵を除く。)

(2) 面積が500平方メートル以上の土地における環境創出行為に伴う木竹の植栽又は伐採

(法第16条の規定の適用除外)

第51条 法第16条第7項第11号の規定により、同条第1項から第6項までの規定の適用除外となる行為は、規則で定める規模に満たない行為とする。

(特定届出対象行為)

第52条 法第17条第1項に定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、特定環境創出行為に該当するものとする。

(景観地区内の工作物に係る計画の認定等)

第53条 法第72条第2項に規定する景観地区工作物制限条例の施行に必要な市長による計画の認定、違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置については、法第63条、法第64条、法第66条及び法第68条の規定の例による。

#### 第6章 雑則

(勧告)

第54条 市長は、第28条第1項の規定による協議を行わなかった行為事業者に対し、協議を行うように勧告することができる。

(公表)

第55条 市長は、前条の規定による勧告を受けた行為事業者がその勧告に従わないときは、規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表する場合において、必要があると認めるときは、まちづくり審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、その行為事業者に弁明の機会を付与しなければならない。

(委任)

第56条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日において、まちづくり条例第18条第1項の規定により現に協議が成立し、かつ、その協議が終了してから1年以内(施行日においてすでに1年を超えているときは施行日まで)に着手される生活美観創出行為については、第28条から第30条までの規定は、適用しない。

3 施行日において、まちづくり条例第18条第1項の規定により現に協議が成立し、かつ、すでに着手している生活美観創出行為について施行日以後において1年を超えて中断した後再開しようとするときは、新たに生活美観創出行為をしようとするときとみなす。

(秦野市景観形成基本計画)

4 平成15年3月に策定した秦野市景観形成基本計画は、条例第7条第1項に定める景観形成基本計画とみなす。

(条例の見直し)

5 この条例は、運用に伴い、必要な部分を適宜見直すものとする。

(まちづくり条例の一部改正)

6 まちづくり条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「構想区域内の土地又は建物の所有者その他規則で定める利害を有する者(以下「地域住民等」という。)」を「構想区域内の土地又は建物の所有者、規則で定める利害を有する者(以下「地域住民等」という。)及び構想区域内のまちづくりに熱意がある者」に改め、同項第2号中「構成員」を「構成員の4分の3以上」に改める。

第18条第1項中「第33条に規定する基準」の次に「並びに秦野市景観まちづくり条例(平成17年秦野市条例第26号。以下「景観まちづくり条例」という。)第28条第3項に定める方針」を加える。

第38条第2項中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 景観まちづくり条例第25条第2項に規定する景観計画及び景観地区の案の作成及び同条例第47条第2号に規定する景観計画の策定に係る事項

(8) 景観まちづくり条例第52条に規定する特定届出対象行為に関する助言又は指導に係る事項

(9) 景観まちづくり条例第55条第2項に規定する公表に係る事項

第38条第2項に次の1号を加える。

(11) 景観まちづくりに関する基本的事項、その他景観まちづくり条例の施行に関する重要事項

第38条第4項中「10人」を「13人」に改める。

附 則(平成22年12月16日条例第18号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(景観条例の一部改正)
- 7 景観条例の一部を次のように改正する。  
第24条第2項第3号を次のように改める。  
(3) 秦野市屋外広告物条例(平成22年秦野市条例第18号)第8条第1項に規定する特定区域

附 則(平成26年9月5日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中別表第1秦野市情報公開・個人情報保護審査会の委員の項、公務災害補償等審査会の委員の項及び秦野市退職手当審査会の委員の項の改正規定並びに同表に備考を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。